

## 議案第46号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(安曇野市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 安曇野市国民健康保険条例(平成17年安曇野市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」を加える。

(安曇野市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 安曇野市国民健康保険税条例(平成17年安曇野市条例第137号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」を加える。

(安曇野市介護保険条例の一部改正)

第3条 安曇野市介護保険条例(平成17年安曇野市条例第138号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条による改正後の安曇野市国民健康保険条例第8条の2第1項の規定、第2条による改正後の安曇野市国民健康保険税条例附則第22項の規定及び第3条の規定による改正後の安曇野市介護保険条例附則第7項の規定は、令和3年2月13日から適用する。

令和3年3月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘